

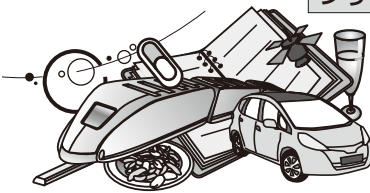
シリーズ

あなたは知ってる!?

特許豆知識!

[第12回]

米国特許マジカルフレーズ

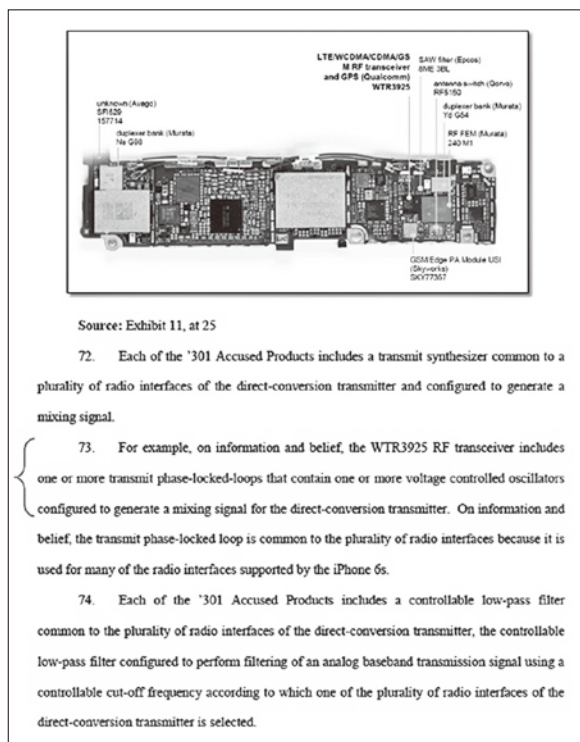



弁理士 久村 吉伸

米国赴任中に現地で得た情報として、今回は、現地ですばしば見かけた不思議なフレーズを3つご紹介します。

1. “On information and belief”

特許侵害訴訟の始めの方で、原告(特許権者)の提出する書面に登場するフレーズです。以下は、2016年12月に提出された書面の一部です。



{で印した部分には、以下の記載があります。

73. For example, on information and belief, the WTR3925 RF transceiver includes one or more transmit phase-locked-loops that contain one or more voltage controlled oscillators configured to generate a mixing signal for the direct-conversion transmitter.

この記載は、①” For example, on information and belief”、②” the WTR3925 RF transceiver” ③” includes. . . “を並べた構成になっています。①は、” For example”の後に、” on information and belief”というフレーズを記載したものです。日本語では「情報と信念に基づいて」などと訳されます。②は被疑侵

害品の名称等です。この例では、スマホに搭載されたRFICの名称になります。③はclaimに記載の構成要件を、claimの文言そのままに記載したものです。実際のこの書面は80ページを超える大作ですが、その大半は、claim記載の構成要件ごとに①～③を繰り返しているだけです。そして、書面の最後には、弁護士の名前が書いてあります。

つまり、米国特許侵害訴訟において特許権者が始めに行う主張は、①情報と信念に基づいて、②対象製品は、③claimのとおりになっている、by弁護士〇〇、という定型文でよいということです。本当にこんなアバウトな主張でOKなのか?と現地の米国特許弁護士に聞いたら、OKと返ってきました。特許権者の始めの主張としては上記定型文で十分で、もし被告が特許侵害していないと反論するのであれば、discoveryで決着をつけることになる、だそうです。

侵害訴訟を提起する根拠が“On information and belief”のフレーズで済むなんて、不思議です。

2. “Prima facie obviousness”

審査段階で耳にするフレーズで、「一応の自明性」などと訳されています。この日本語訳がなんだかアバウトな表現で良くないね、といった話をしたところ、審査官経験のある米国特許弁護士が具体例を話してくれました。

審査でobviousness(自明性)の判断をする場合は、プリントアウトしたclaimの縦方向の長さが、広げた親指と人差し指の間の距離よりも長い場合と、そうでない場合とで、第一印象(first impression)を決めた。短い場合(つまりclaimの行数が少ない場合)は、prima facie obviousnessの立証を前提に審査を進めた。

やはりアバウトなフレーズだと思いました。

3. “Two hair cuts”

期間の長さを示すフレーズで、3か月に相当します。3か月だとヘアカットが2回必要になる、という理由です。私の米国駐在期間(3か月)も、審査におけるOA応答期間(3か月)も、“two hair cuts”です。

以上